



質問 1

私は甲市で開業していますが、このたび甲市が都市計画事業として公共下水道を設置することになったことに伴い、いわゆる受益者負担金を支払うことになりました。この受益者負担金は、所得計算のうえでどのように取り扱われますか。

回 答 繰延資産として6年間で償却します。

地方公共団体が都市計画事業として、公共下水道を設置しますと、周辺の土地所有者等は、その設置によって著しく利益を受けるので、このような土地所有者は、都市計画法等の規定に基づいて一定の受益者負担金を負担することがあります。このような受益者負担金はその土地が事業の用に使用されている場合には、事業の遂行に関連して負担するものと認められ、また、その支出の効果も将来に及びますから、その負担金は繰延資産として取り扱われます。

なお、その土地が事業の用と住宅など事業以外の用途に併用されている場合には、負担金のうち事業の用に使用されている部分に対応する額に限って繰延資産としてその償却費が必要経費に算入できることになりますが、事業用部分と住宅用等部分との区分は、一般には、それぞれ専用する土地の面積の割合により区分することになります。

ところで、この場合の償却期間ですが、都市計画法その他の法令の規定に基づいて負担する公共下水道の受益者負担金については、その償却期間を6年とすることとされています。

質問 2

ビジネス街にあるビルの一部を賃借して、診療所を開設することとしましたが、賃借に際して権利金(200万円)を支払いました。この権利金は、所得を計算するうえでどのように取り扱われますか。

なお、賃借期間は、7年間となっています。

回 答 繰延資産として、その年分の償却費だけがその年分の必要経費に算入されます。

「資産を賃借したまたは使用するために支出する権利金、立退料その他の費用」は繰延資産とされ、その年分の償却費だけがその年分の必要経費に算入されることになります。

なお、繰延資産となる権利金の支出の効果の及ぶ期間は、権利金の態様により異なりますがこの場合は5年(契約の賃借期間が5年未満であり、かつ、契約の更新をする場合に再び権利金等の支払を要することが明らかであるものについては、その賃借期間の年数)になると思われます。

従って、賃借期間は7年ありますが、償却期間は5年(60ヵ月)となりますから、次のように計算した金額がその年分の必要経費に算入される金額となります。

$$\begin{array}{l} \text{(権利金の額)} \\ 200\text{万円} \end{array} \times \frac{12\text{ヵ月}}{60\text{ヵ月}} = 40\text{万円} \cdots \cdots \text{必要経費算入額}$$